

該当箇所	意見
<p>基幹放送用周波数使用計画 第5 テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等</p> <p>3 基幹放送事業者の放送 (2) 総合放送(県域放送) 中継局 放送対象地域 北海道 送信場所 根室 周波数(チャンネル番号) 27、35、38、40、44 空中線電力 0.05kW</p>	<p>平成 24 年度に、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数(53CHから62CHの10CH)は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところではありますが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、過去 3 年間において、移動通信事業者 6 社の移動通信のトラフィック量は年間 1.7 倍の伸び率を示しており、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではないと考えます。</p> <p>地上テレビジョン放送(470～710MHz)は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパック可能となるように、空いた 10CH 分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。この将来に向けて、まずは、43CH から 52CH までを未使用とするべきであり、具体的には、今回の意見対象である、根室のテレビジョン放送中継局の 44CH について、以下の周辺地域の放送チャンネルの利用状況を踏まえ、36、31、29、26、25、19、17、15CH のいずれかのチャンネルに割り当てるべきと考えます。</p> <p>周辺中継局の割当てチャンネル ・根室花咲:16、14、20、18、22、24</p>

	<ul style="list-style-type: none">•中標津:32、47、28、30、34、37•中標津西町:33、41、45、49、39、43•霧多布:42、13、20、21、22、23
--	--